

議案第224号

平成24年度大阪市高速鉄道事業会計資本剰余金の処分について

平成24年度大阪市高速鉄道事業会計国庫補助金126,644,425,107円のうち1,110,481円、府補助金10,882,381,830円のうち21,787円、一般会計補助金138,019,770,510円のうち1,149,104円及びその他資本剰余金53,107,621,554円のうち884,640円を、未処分利益剰余金に振り替える。

平成25年9月10日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

地方公営企業法第32条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地 方 公 営 企 業 法 (抄)

(剰余金の処分等)

第32条 省 略

2 省 略

3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て行わなければならない。

4 省 略